

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

（当日は、  
翌日  
がと  
休む  
るとき  
は、  
その  
翌日  
の翌日）

## 目 次

◇規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（シ）

◇企業局管 鳥取県企業局財務規程等の一部を改正する規程（総務課）

理規程 鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程（シ）

◇議会告示 鳥取県議会議事務局処務規程の一部改正（総務課）

鳥取県議会議事務局組織規程の一部改正（シ）

### 公布された規則のあらまし

◇職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 一 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に理事監を加えることとした。
- 二 事務吏員をもって充てる職のうち、教護を児童自立支援専門員に、教母を児童生活支援員に改めることとした。
- 三 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 本庁に関する事項

課の内部組織の変更

(一) 環境政策課に環境計画室を新設することとした。

(二) その他総務課等の内部組織を変更することとした。

二 地方機関に関する事項

1 地方機関の統合新設

工業試験場と食品加工研究所を統合して、産業技術センターを新設することとした。

2 地方機関の新設

姫路鳥取線用地事務所、米子コンベンションセンター及び夢みなとタワーを新設することとした。

3 地方機関の内部組織の変更

健康福祉センター等の内部組織を変更することとした。

三 その他

所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。ただし、米子コンベンションセンターの新設に係る部分は、同月二十九日から、夢みなとタワーの新設に係る部分は、同年五月十五日から施行することとした。

2 博覧会推進局を廃止することとした。

3 鳥取県会計規則及び職員の職務発明等に関する規則について所要の規定の整備を行うこととした。

規 則

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「部長」の下に「理事監」を、「分室長」の下に「支所長」を加え、同表第二号中「教護」を「児童自立支援専門員」に、「教母」を「児童生活支援員」に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「教護院」を「児童自立支援施設」に、「工業試験場」を「産業技術センター」に改め、「第三款の三 食品加工研究所（第九十六条の五・第九十六条の七）」を削り、

「第三款の四 産業体育館（第九十六条の八・第九十六条の九）」 「第三款の三 産

第四款 削除（第九十七条・第九十八条） を 第四款 コンベ

第五款 削除（第九十九条・第一百条） 「 第五款 夢みな

業体育館（第九十六条の五・第九十六条の六） 「第二款 港湾事務所（第五百十

ンションセンター（第九十七条・第九十八条） に、 第三款 鳥取港海友館（第五百

とタワー（第九十九条・第一百条） 「 第四款 みなとさかい交流館（

六条の二・第五百五十六条の四） 「第一款の二 姫路鳥取線用地事務所（第百

十六条の五・第五百五十六条の六） を 第二款 港湾事務所（第五百五十六条の四）

第五百五十六条の七・第五百五十六条の八） 第三款 鳥取港海友館（第五百五十六条の七

五十六条の二・第五百五十六条の三） 第四款 みなとさかい交流館（第五百五十六

第五百五十六条の六） に改める。

・第五百五十六条の八）

条の九・第五百五十六条の十） 「

第六条の表総務部の総務課の項中「文書管理係・文書収発係」を「文書係・行政情報

係」に改め、同表総務部の職員課の項中「管理係・」を削り、同表生活環境部の環境政

策課の項中「水道係」の下に「環境計画室」を加え、同表商工労働部の商政課の項中

「団体指導係」を削る。

第七條総務課の項中第十八号を第十九号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ

繰り下げ、同項第十二号中「情報公開」の下に「及び個人情報保護」を加え、同項中同

号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一

号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一

号を加える。

五 行政書士に関すること。

第七条市町村振興課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第九条長寿社会課の項中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護保険に関すること。

第九条児童家庭課の項第五号中「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

第十一条商政課の項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 中小企業の指導及び診断に関すること。

第十一条経営流通課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 物産振興に関すること。

第十一条経営流通課の項に次の一号を加える。

九 物産観光センターに関すること。

第十一条工業振興課の項第八号中「工業試験場及び食品加工研究所」を「産業技術センター」に改め、同条観光課の項第六号を削り、同項第五号中「観光物産振興」を「観光振興」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「観光振興団体」の下に「及びコンベンション振興団体」を加え、同項中同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 コンベンションの振興に関すること。

第十一条観光課の項第七号中「物産観光センター及びコンベンション施設」を「コンベンションセンター及び夢みなとタワー」に改める。

第十二条農産園芸課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条道路課の項に次の一号を加える。

七 姫路鳥取線用地事務所に関すること。

第十五条第四項中「参事監」を「理事監、参事監」に改める。

第十八条の表鳥取県児童福祉審議会の項中「第八条第一項、第四項及び第七項」を「第八条第二項、第四項、第五項及び第八項」に改め、「第六条」の下に「及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第七条」を、「母子家庭の福祉に関する事項」の下に「及び母子保健に関する事項」を加える。

第三十六条の六第二項の表中「生活衛生係・環境保全係」を「環境衛生係・廃棄物対策係」に改める。

第四章第四節中「第九款 教護院」を「第九款 児童自立支援施設」に改める。

第五十五条中「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

第五十六条を次のように改める。

（所掌事務）

第五十六条 児童自立支援施設は、児童福祉法第四十四条の規定による不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する事務を所掌する。

第五十七条中「教護院」を「児童自立支援施設」に、「教護部」を「指導部」に改める。

第七十一条の三第一項の表中「生活衛生係・環境保全係」を「環境衛生係・廃棄物対策係」に改め、同条第二項生活環境課の項に次の一号を加える。

十六 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第七十一条の三第二項保健衛生課の項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第八十六条の表中「鳥取県中部広域行政管理組合防災行政連絡所」を「鳥取中部ふるさと広域連合防災行政連絡所」に改める。

第四章第六節第三款を次のように改める。

第三款 産業技術センター

(設置)

第九十四条 産業技術センターを次のとおり置く。

名	称	位置
鳥取県産業技術センター		鳥取市

(所掌事務)

第九十五条 産業技術センターは、工業及び食品加工の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 県内研究機関、県内企業等との連携に関する事
- 二 県内産業の支援に関する事
- 三 意匠図案、電気、電子、木製品、製紙、機械、金属、酒類、繊維、窯業、新素材等に関する調査及び食品加工、微生物等に関する調査並びにこれらに関する総合企画に関する事
- 四 技術情報の収集及び提供に関する事
- 五 生産技術及び商品開発技術に関する試験研究及び指導に関する事
- 六 原材料及び製品の分析試験に関する事
- 七 講習会、研究会等の開催及び技術者の養成に関する事
- 八 その他工業及び食品加工に関する事

(内部組織)

第九十六条 産業技術センターに総務課、企画調整室、技術開発部及び応用技術部を置き、部の事務を分掌させるため、技術開発部に応用電子科、材料開発科及び産業デザイン科を、応用技術部に調整支援科、生産技術科、食品技術科及び応用生物科をそれぞれ置く。

第四章第六節第三款の三を削り、同節第三款の四中第九十六条の八を第九十六条の五とし、第九十六条の九を第九十六条の六とし、同款を同節第三款の三とする。

第四章第六節第四款及び第五款を次のように改める。

第四款 コンベンションセンター

(名称及び位置)

第九十七条 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成九年六月鳥取県条例第十六号)第一条の規定により設置されたコンベンションセンターの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位置
鳥取県立米子コンベンションセンター		米子市

(所掌事務)

第九十八条 コンベンションセンターは、国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発展と文化の振興を図るための事務を所掌する。

第五款 夢みなとタワー

(名称及び位置)

第九十九条 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(平成九年十二月鳥取県条例第二十五号)第二条の規定により設置された夢みなとタワーの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位置
鳥取県立夢みなとタワー		境港市

(所掌事務)

第一百条 夢みなとタワーは、本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もつて本県の観光の振興に資するたのめ事務を所掌する。

第一百七条第一項の表鳥取県米子地方農林振興局の項中

林業振興	林政係・普及振
課	林道治山係

興係	を	林業振興 林政係・普及振興係・ 林道治山係
中海干拓 営農セン ター		

に改め、同条第三項に中海干拓営

農センターの項として次のように加える。

中海干拓営農センター

中海干拓地における営農技術の向上と畑作営農の確立に関する事

業」を「及び花き園芸」に改め、同号を同条第七号とする。

第四十七条第二項の表中「西伯分場」を「弓浜砂丘地分場」に改める。

第四百五十六条の五を第四百五十六条の七とし、同節第二款中第四百五十六条の四を第四百五十六条の六とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 姫路鳥取線用地事務所

(設置)

第四百五十六条の二 姫路鳥取線用地事務所を次のとおり置く。

名	称	位置
鳥取県姫路鳥取線用地事務所		鳥取市

(所掌事務)

第四百五十六条の三 姫路鳥取線用地事務所は、中国横断自動車道姫路鳥取線に係る次に掲げる事務を所掌する。

一 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関する事

二 工事の調査設計に関する事

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（第四款第五款

の四 産業体育館（第九十六条の八・第九十六条の九）

削除（第九十七条・第九十八条）

削除（第九十九条・第一百条）

（第九十六条の五・第九十六条の六）

（第九十九条・第一百条）

（第九十九条・第一百条）

節第四款及び第五款の改正規定中コンベンションセンターに関する部分は同月二十九日から、夢みなとタワーに関する部分は同年五月十五日から施行する。

（博覧会推進局設置規則の廃止）

2 博覧会推進局設置規則（平成七年三月鳥取県規則第九号）は、廃止する。

（鳥取県会計規則の一部改正）

3 鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

鳥取県工業試験場	総務課長
鳥取県米子商工労政事務所	次 長
鳥取県食品加工研究所	総務課長

を

鳥取県米子商工	鳥取県産業技術
---------	---------

労政事務所 センター	次 長 総務課長
---------------	-------------

に改める。

別表第一の二の二の表中「工業試験場」を「産業技術センター」に改める。

(職員職務発明等に関する規則の一部改正)

4 職員の職務発明等に関する規則(昭和五十二年六月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「商政課長」を「工業振興課長」に、「食品加工研究所長」を「産業技術センター所長」に改める。

別表第二号を次のように改める。

二 産業技術センター

別表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

### 企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県企業局管理規程第一号

鳥取県企業局財務規程等の一部を改正する規程

(鳥取県企業局財務規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「鳥取県企業局」を「企業局」に、「及び鳥取県企業局西部事務所」を「並びに東部事務所及び西部事務所」に改め、同条第四項中「庶務係長」を「係長」

に改める。

第十四条中「鳥取県企業局西部事務所長」を「事務所の長」に改める。

(企業局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第二条 企業局企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第八条第一項中「発電集中管理所」を「東部事務所」に改める。

第十二条第一項中「西部事務所」を「東部事務所又は西部事務所」に改める。

第十三条の三第一項中「発電集中管理所」を「東部事務所」に改める。

(鳥取県工業用水供給規程の一部改正)

第三条 鳥取県工業用水供給規程(昭和四十三年四月鳥取県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(給水区域)

第三条 工業用水の給水区域は、次のとおりとする。

工業用水道施設の名称	給水区域
鳥取地区工業用水道	鳥取市
日野川工業用水道	米子市、境港市及び西伯郡日吉津村

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

(鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法の特例)

2 鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法については、当分の間、第十四条の規定にかかわらず、知事が別に定める。

(鳥取県企業局組織規程の一部改正)

第四条 鳥取県企業局組織規程(平成五年三月鳥取県企業管理規程第四号)の一部を次

のように改正する。  
第九条の表中「鳥取県企業局発電集中管理所」を「鳥取県企業局東部事務所」に改める。

第十条の表中

鳥取県企業局発電集中管理所

運転係、管理係

を

鳥

取県企業局東部事務所

管理係、運転係

に改める。

第十一条第二項の表を次のように改める。

鳥取県企業局 東部事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 電力の供給に関する事(鳥取県企業局中部管理所及び鳥取県企業局西部事務所の管轄区域(以下「中・西部」という。)に係るものを含む。)</li> <li>二 遠方監視制御設備(中・西部に所在するものを含む。)の運用に関する事と。</li> <li>三 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関する事。</li> <li>四 鳥取地区工業用水道に係る工業用水の供給に関する事。</li> <li>五 鳥取地区工業用水道に係る施設の維持管理に関する事。</li> </ul>
二	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関する事。</li> <li>二 日野川工業用水道に係る工事用水の</li> </ul>

鳥取県企業局 西部事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給に関する事。</li> <li>三 日野川工業用水道に係る施設の維持管理に関する事。</li> <li>四 埋立造成地施設の維持管理に関する事。</li> </ul>
-----------------	--

(鳥取県企業局事務決裁規程の一部改正)

第五条 鳥取県企業局事務決裁規程(平成五年三月鳥取県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第十八号及び別表第三総務課長の専決事項の項第七号中「鳥取県企業局西部事務所長」を「事業所の長」に改める。

別表第五局長の専決事項の欄第四号を次のように改める。

四 鳥取県企業局財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)第六十五条の三の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下同じ。)が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (二) 第十四条第一項(第二十条又は第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (三) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (四) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (五) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金

- 額が五百万円以上一億円未満の工事に係るもの
- (六) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円以上一億円未満の工事に係るもの
- (七) 第二十六条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (八) 第二十七条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (九) 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (一〇) 第三十三条第一項及び第二項の規定による措置の請求のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの
- (一一) 第三十六条第七項、第三十七条後段、第三十九条第五項、第四十条後段又は第四十条の二第三項の規定による工期又は請負代金の額の変更のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (一二) 第三十六条第七項、第三十七条後段、第三十九条第五項、第四十条後段又は第四十条の二第三項の規定による費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (一三) 第三十九条第四項の規定による設計図書の訂正又は変更のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (一四) 第四十条前段の規定による設計図書の変更のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (一五) 第四十条の二第一項及び第二項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (一六) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (一七) 第四十二条第一項の規定による工期の短縮の請求のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの

- (一八) 第四十二条第二項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の請求のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (一九) 第四十二条第三項の規定による請負代金の額の変更又は費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (二〇) 第四十三条第五項の規定による請負代金の額の変更額の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (二一) 第四十五条第五項の規定による費用の負担の協議のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (二二) 第四十八条第四項の規定による費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (二三) 第四十九条第一項の規定による設計図書の変更のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (二四) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの
- (二五) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (二六) 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (二七) 第五十七条第三項の規定による費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (二八) 第五十八条第一項の規定によるかしの修補又は損害の賠償の請求のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (二九) 第五十八条の二第一項の規定による損害金の支払の請求のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- (三〇) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定



による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの

(三) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの

(三) 第六十六条第四項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの

(三) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの

(三) 第六十九条第一項又は第七十条第一項の規定による請負契約の解除のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの

(三) 第七十二条第一項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの

(三) 第七十二条第七項の規定による物件の処分等の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの

(三) 第七十二条第八項の規定による請負者の採るべき措置の期限、方法等の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの

別表第五総務課長の専決事項の欄第五号を次のように改める。

五 鳥取県企業局財務規程第六十五条の三の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(二) 第十四条第一項(第二十条又は第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(三) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(四) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が五

百万円未満の工事に係るもの

(五) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(六) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(七) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

(八) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令

(九) 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(一〇) 第三十三条第一項及び第二項の規定による措置の請求のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(一一) 第三十六条第七項、第三十七条後段、第三十九条第五項、第四十条後段又は第四十条の二第三項の規定による工期又は請負代金の額の変更のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(一二) 第三十九条第四項の規定による設計図書訂正又は変更のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(一三) 第四十条前段の規定による設計図書の変更のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(一四) 第四十条の二第一項及び第二項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(一五) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(一六) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認

(一七) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

- (ウ) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- (ク) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- (コ) 第六十六条第二項の規定による工事の出来形部分等の確認検査
- (カ) 第六十六条第四項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- (キ) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- (ク) 第七十二条第一項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- (ケ) 別表第六事業所の長の共通委任決裁事項の項第五号中「鳥取県企業局西部事務所長(以下この項において「西部事務所長」という。))にあっては、「を」を「東部事務所長にあっては一千万円、西部事務所長にあっては」に改め、同項第六号中「西部事務所長」を「東部事務所長及び西部事務所長」に改め、同項第七号及び第八号中「西部事務所長にあっては」を「東部事務所長にあっては一千万円、西部事務所長にあっては」に改め、同項第九号を次のように改める。
- 九 鳥取県企業局財務規程第六十五条の三の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(東部事務所長にあっては一千万円、西部事務所長にあっては五千万円。(二)から(四)まで、(九)から(五)まで、(七)、(八)、(三)及び(二)において同じ。)未満の工事に係るもの
  - (二) 第十四条第一項(第二十条又は第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの

- (三) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの
- (四) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの
- (五) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(東部事務所長及び西部事務所長にあっては、五百万円)未満の工事に係るもの
- (六) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(東部事務所長及び西部事務所長にあっては、五百万円)未満の工事に係るもの
- (七) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求
- (八) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令
- (九) 第三十三条第一項及び第二項の規定による措置の請求のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの
- (十) 第三十六条第七項、第三十七条後段、第三十九条第五項、第四十条後段又は第四十条の二第三項の規定による工期又は請負代金の額の変更のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの
- (十一) 第三十九条第四項の規定による設計図書の訂正又は変更のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの
- (十二) 第四十条前段の規定による設計図書の変更のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの
- (十三) 第四十条の二第一項及び第二項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの
- (十四) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの
- (十五) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認

- (六) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(東部事務所長及び西部事務所長にあつては、一千万円)未満の工事に係るもの
- (七) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの

(八) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの

(九) 第六十六条第二項の規定による工事の出来形部分等の確認

(十) 第六十六条第四項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの

(十一) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が二百五十万円未満の工事に係るもの

(十二) 第七十二条第一項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(東部事務所長及び西部事務所長にあつては、一千万円)未満の工事に係るもの

別表第六事業所の長の共通委任決裁事項の項第十号及び第十一号中「西部事務所長」を「東部事務所長及び西部事務所長」に改め、同項第十三号及び第十四号中「西部事務所長にあつては、」を「東部事務所長にあつては一千万円、西部事務所長にあつては」に改め、同表鳥取県企業局西部事務所長の委任決裁事項の項中「鳥取県企業局西部事務所長の委任決裁事項」を「東部事務所長及び西部事務所長の委任決裁事項」に改める。

附 則

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局管理規程第二号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「。以下「勤務時間条例」という。」「。以下「勤務時間規則」という。」及び「の各号」を削り、同条第一号中「午後五時三十分まで」を「午後五時十五分まで」に、「午後五時三十分から翌日の午前八時三十分まで」を「午後四時から翌日の午前九時まで」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 勤務は、別に定める勤務割によることとし、一週間当たりの勤務時間は、四十時間とする。

第八条第三号中「一時間」を「一直にあつては四十五分、二直にあつては一時間」に改める。

附 則

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

鳥 取 県 議 会 告 示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議会議務局処務規程(昭和三十八年四月鳥取県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十年三月二十四日

鳥取県議会議長 藤 井 省 三

第二条第四号中「回答」の下に「のうち重要なもの」を加える。  
 第三条総務課長の項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 通知、照会、回答のうち軽易なもの

第三条議事課長の項及び調査課長の項を削り、同条に次の一項を加える。

議事調査課長

一 通知、照会、回答のうち軽易なもの

二 請願及び陳情の受理簿に関する事

三 請願文書表の作成、印刷及び配布に関する事

四 議事日程の印刷配布に関する事

五 発言通告書の受付に関する事

六 会議録その他会議の記録の作成に関する事

七 軽易な調査資料の収集に関する事

八 各種情報の収集に関する事

九 軽易又は定例的な広報及び資料提供に関する事

第四条第二項中「以上」を削る。

附 則

この告示は、平成十年四月一日から施行する。

**鳥取県議会告示第二号**

鳥取県議会事務局組織規程（平成七年三月鳥取県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十年三月二十四日

鳥取県議会議長 藤 井 省 三

第二条中「係を」を「室を」に改め、同条の表中

総務課	秘書室
議事調査課	

に改める。

総務課	総務係、秘書係
議事課	
調査課	

を

第三条中議事課の項及び調査課の項を削り、総務課の項の次に次の一項を加える。

議事調査課

一 本会議に関する事

二 議会運営委員会に関する事

三 常任委員会及び特別委員会に関する事

四 議員全員協議会に関する事

五 議員の出欠に関する事

六 議案、請願、陳情その他会議に付する文書の取扱い及び調査研究に関する事

七 議事日程の調整及び通告に関する事

八 発言通告書等の取扱いに関する事

九 議会の議決した事件の報告、通知等に関する事

十 会議録その他会議記録の作成、報告及び配布に関する事

十一 議決原本その他議事に係る文書の調製及び整理編集に関する事

十二 議員の委嘱に係る調査研究に関する事

十三 法令その他国及び県の諸施策についての調査研究に関する事

十四 審査資料の収集及び配布に関する事

十五 条例、決議、意見書等の立案に関する事

十六 議会に係る広報に関する事

十七 資料等刊行物の企画編さん及び発行に関する事

十八 県行政に関する資料の提供に関する事

十九 その他調査研究に関すること。

第六条中第七項を削り、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 室長は、上司の命を受け、室務を処理する。

第六条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

附 則

この告示は、平成十年四月一日から施行する。